



国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料
配布日

平成25年11月29日

■同時発表先：岡山県政記者クラブ
岡山市政記者クラブ
倉敷市記者クラブ

吉井川、旭川、高梁川で樹木伐採希望者を募集 ～伐採した樹木は無償で持ち帰れます～

岡山河川事務所では、資源の有効利用とコストの縮減を図るため、河道内の樹木を希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰っていただく取り組みを実施します。

- 公募期間 平成25年12月2日（月）～12月11日（水）
- 公募内容 伐採場所：吉井川（赤磐市千躰地先）
旭川（岡山市北区玉柏地先）
高梁川（総社市井尻野地先）
伐採時期：12月下旬～1月下旬
- 申込方法 応募用紙（別紙－1）・アンケート（別紙－2）を送付又は持参

※公募内容、申込み先等の詳細は別添をご覧ください。また、岡山河川事務所HPへも掲載しております。

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

〒700-0914 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

電話番号 (086)223-5194（管理第一課 代表）

FAX番号 (086)232-4195

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

【担当】

副 所 長 笹岡 総一（内線 204）

管理第一課長 國本 哉智（内線 331）

公 募

岡山河川事務所管内の吉井川、旭川、高梁川の
河道内樹木伐採の希望者を公募します。

【伐採した樹木は無償でお持ち帰りいただけます。】

平成25年11月29日
中国地方整備局
岡山河川事務所長

1. 目的

吉井川、旭川、高梁川の河川敷はヤナギ等の樹木の繁茂が著しく、洪水時に流れの妨げとなったり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げたりするなど、治水上の問題となっております。また、河川巡視の際の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となったりするなど、河川管理上の障害にもなっています。

このため、岡山河川事務所では優先度の高い箇所から計画的に伐採を行っていますが、厳しい予算状況の中で必ずしも十分な対応ができていない状況です。

そのため、資源の有効利用とコスト縮減を目的として、処理費の削減を平成16年から伐採木の無償配布により行ってきました。また、平成21年度からは、河川管理者が伐採予定の吉井川、旭川、高梁川の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐採した樹木を無償で持ち帰っていただく試みを実施しています。

2. 対象場所

公募伐採の対象場所は、以下のとおりです。（別紙位置図参照。）

【① 吉井川（千躰地区）】

場所：赤磐市千躰地先（熊山橋上流付近の吉井川左岸河川敷）

伐採面積：1区画約400m²（10m×40m）程度の区画を計3区画程度。

【② 旭川（玉柏地区）】

場所：岡山市北区玉柏地先（新大原橋下流付近の旭川左岸河川敷）

伐採面積：1区画約200m²（10m×20m）程度の区画を計4区画程度。

【③ 高梁川（井尻野地区）】

場所：総社市井尻野地先（湛井堰下流付近の高梁川左岸河川敷）

伐採面積：1区画約500m²（25m×20m）程度の区画を計6区画程度。

注意事項

- ・ご応募いただく区画数はお一人につき1区画に限らせていただきます。
- ・区画数については、応募状況を踏まえ、現地の状況からみて可能ならば若干増やす可能性もあります。
- ・公募伐採の対象場所は、別紙位置図の箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。

現地の状況に関する問い合わせ先

①吉井川（千躰地区）：岡山河川事務所 吉井川上流出張所

郵便番号：709-0451

住 所：和気郡和気町字下 821-2

電 話：0869-93-0138

F A X：0869-92-1192

②旭川（玉柏地区）：岡山河川事務所 旭川出張所

郵便番号：703-8244

住 所：岡山市中区藤原西町 2-3-30

電 話：086-272-0125

F A X：086-272-9276

③高梁川（井尻野地区）：岡山河川事務所 高梁川出張所

郵便番号：710-0806

住 所：倉敷市西阿知町西原 793

電 話：086-465-1763

F A X：086-466-5661

3. 伐採対象樹木

伐採対象樹木は、原則として区画内の樹木全てとします。ただし、環境への配慮として存置すべき樹木がある場合は、河川管理者から具体的に指示させていただく場合があります。

4. 現地状況

①吉井川（千躰地区）

- ・樹木の状況：ヤナギを主とする樹林で、胸高直径 10cm～20cm 程度のものが多く、1区画内に 10 本程度生えています。
- ・運搬路：伐採箇所まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。

②旭川（玉柏地区）

- ・樹木の状況：ニレを主とする樹林で、胸高直径 10cm～20cm 程度のものが多く、1区画内に 10 本程度生えています。

- ・運搬路：伐採箇所まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。

③高梁川（井尻野地区）

- ・樹木の状況：胸高直径 5cm～10cm 程度のものが多く、1 区画内に 30 本から 50 本程度生えています。
- ・運搬路：伐採箇所まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。運搬路が狭いので、通行車両に注意が必要です。

5. 伐採条件

全ての箇所において、以下の条件に従って実施してください。

(1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出に要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。また、伐採した樹木は無償で持ち帰ることができます。

なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、河川管理者が処分しますので、一箇所に集積してください。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

伐採資格者は、作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一、第三者に対して危害を及ぼした場合は、伐採資格者が賠償責任を負うものとし、

(3) 伐採時期

公募期間終了後、速やかに伐採資格者を選定し、通知しますので、所要の手續等が完了後、各自の区画について平成25年12月21日から平成25年1月19日まで（4週間程度。土・日・祝日も可能。）の期間内に伐採していただきます。また、具体的な日程等は各出張所と協議してください。

なお、河川の増水等により作業に危険が生じることが予測される場合は、伐採資格者自らの判断で作業を中止してください。また、その他の理由により、河川管理者から指示があった場合は作業できません。

(4) 伐採実施時間

伐採していただく時間は、午前8時から午後5時までとします。

(5) その他

- 1) 伐採資格者が事故や怪我等をした場合、第三者に損害を及ぼした場合、または苦情等を受けた場合は、自己責任の範囲とし、速やかに伐採資格者自らが適切な対応を行い、その対応の後、速やかに以下の各出張所へ報告してください。

①吉井川（千躰地区）：吉井川上流出張所

②旭川（玉柏地区）：旭川出張所

③高梁川（井尻野地区）：高梁川出張所

- 2) 作業にあたっては、河川管理施設を損傷しないように十分注意していただくとともに、万一、損傷した場合には各出張所へ速やかに報告してください。(各出張所の指示に従い原形復旧していただきます。)
- 3) ゴミ等を出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。
- 4) 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。
- 5) 伐採後持ち帰る樹木については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理してください。

6. 応募資格

個人、法人、団体など特に制限はありませんが、岡山県内に住所を有する方に限ります。

7. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を目的とする団体等を優先し、その他については原則として岡山河川事務所が抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者へ通知します。抽選結果について不服申し立ては認められません。

8. 申し込み方法

別紙-1「応募用紙」に必要事項を記入し、以下のとおりご応募ください。(郵送、FAX、メール、持参可。)また、ご応募いただく方には、簡単なアンケートへの協力をお願いしておりますので、応募用紙とあわせて別紙-2「アンケート」も提出してください。

*応募者の個人情報(伐採資格者の選定通知など、当公募に係る事務のみに使用します。)

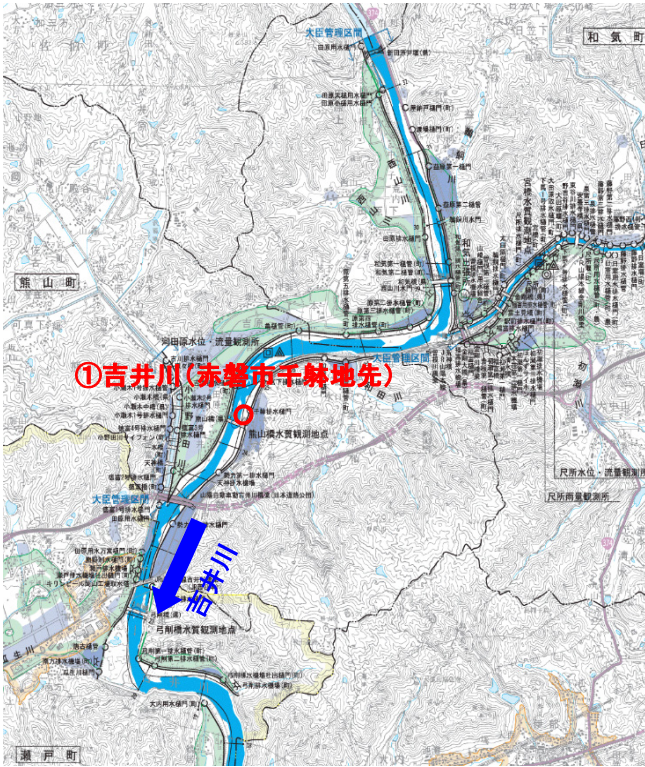
- (1) 応募期間：平成25年12月2日(月)から平成25年12月11日(水)まで
なお、ご持参いただく場合は、午前9時から午後5時までとさせていただきます。
- (2) 応募先：中国地方整備局 岡山河川事務所 管理第一課
郵便番号：700-0914
住所：岡山市北区鹿田町 2-4-36
電話：086-223-5194
FAX：086-232-4195
メールアドレス：info-okakawa@cgr.mlit.go.jp

9. その他

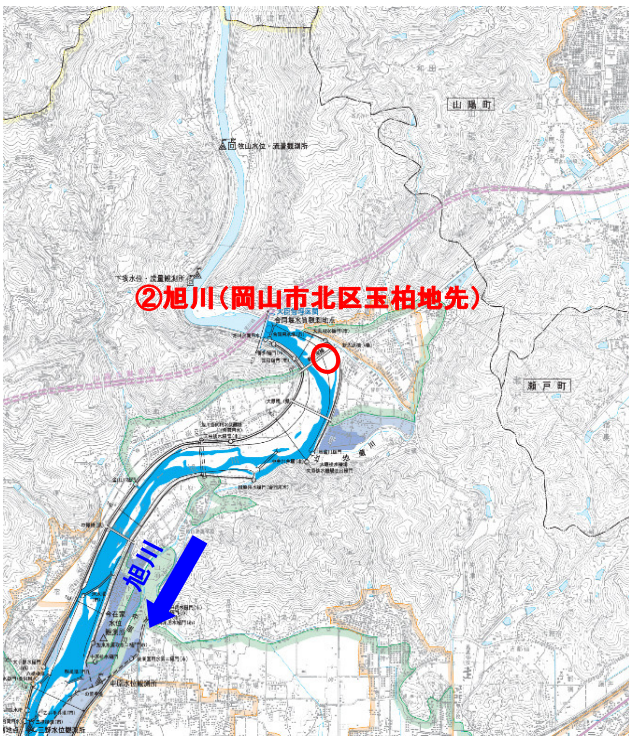
- ・ 応募者はやむを得ない事由が発生した場合はいつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・ 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合またはそのような行為が予想される場合には、**伐採資格を取り消す場合**があり、その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した**費用の補償はしません**。また、伐採資格者に**原形復旧等の措置**を求める場合があります。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。

①吉井川(千駄地区)(熊山橋 左岸上流)

別紙(1/2)

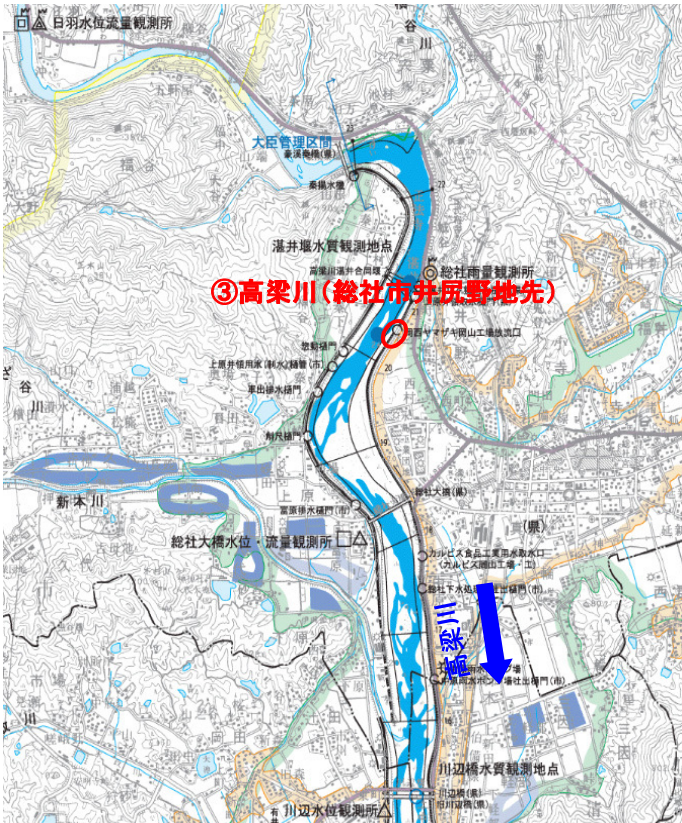


②旭川(玉柏地区)(新大原橋 左岸下流)



③高梁川(井尻野地区)(湛井堰 左岸下流)

別紙(2/2)



応 募 用 紙

平成 年 月 日

中国地方整備局
岡山河川事務所長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

代 表 者

平成25年11月29日付けで公募されました、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 伐採場所 ①吉井川（千躰地区）

②旭川（玉柏地区）

③高梁川（井尻野地区）

（いずれか一つに○印を付けてください。）

2. 伐採木の利用目的

3. 応募者の連絡先

電話番号

F A X

メールアドレス

4. 伐採作業をする期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※アンケート用紙とあわせて提出いただきますようご協力お願いします。

岡山河川事務所管内の吉井川、旭川、高梁川の河道内樹木伐採者公募に関するアンケート
 ※選択肢があるものは番号に○を、それ以外の回答は()内へ具体的に記入してください。

問0	ご希望の地区は？ ①吉井川(千躰地区) ②旭川(玉柏地区) ③高梁川(井尻野地区)
問1	公募についてどのように知りましたか？ ①インターネット ②新聞記事 ③口コミ ④その他()
問2	応募締切を12月11日としていますが、公募を知ってから申し込むまでの期間は十分にありましたか？ ①不足していた ②十分だった ③わからない
問3	応募の動機は何ですか？ ①伐採木を利用したい ②治水目的に協力したい ③環境を良くしたい ③その他()
問4	伐採木の利用目的は何ですか？ ①薪 ②キノコ栽培 ③ガーデニング ④建材 ⑤その他()
問5	実際に伐採作業を行うのはどなたを予定していますか？ ①自分、家族 ②業者に頼む ③その他()
問6	伐採作業はいつ行う予定ですか？ ①日曜日、休日のみ ②平日のみ ③両方
問7	運搬手段は何を予定していますか？ ①軽トラック ②4tトラック ③10t級トラック ④その他()
問8	どのくらいの伐採木を希望されますか？ ①軽トラック()台分くらい ②その他()
問9	希望する樹木の種類は何ですか？ ①ヤナギ類 ②ウルシ類 ③竹類 ④なんでもよい ⑤その他()
問10	上記(問9)のように答えられた理由はなんですか？ ()
問11	対象樹木の大きさはどの程度が適当ですか？ 幹の太さ ①5cm程度 ②10cm程度 ③20cm程度 ④()cm程度
問12	岡山河川事務所が伐採した樹木を無償配布しているのはご存じですか？ ①知っていた ②知らなかった ③その他()
問13	その他、ご意見等がございましたら自由にお書きください。

【記入者名